

## 一般社団法人日本色彩学会 役員および代議員選挙規程

### (適用の範囲)

第1条 一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という。）の定款第22条および23条に基づく理事、監事（以下、役員という。）の選挙，および定款第11条に基づく代議員の選挙は，定款で定めるほか，本規程に基づいて行う。

### (選挙の管理)

第2条 役員選挙および代議員選挙の管理は，本学会選挙管理委員会（以下，選挙管理委員会という。）が行う。

### (選挙の方法)

第3条 選挙人は，正会員および名誉会員とする。選挙人は1名が1票を行使する。

### (選挙管理委員会)

第4条 本学会の役員および代議員の選挙候補者の選挙を公正に執行管理するため，本学会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は，総会で決議された5名以内の委員をもって組織する。

3 委員の推薦は会長が理事会に諮って行うものと，各支部長が各支部役員会に諮って行うものとする。

4 委員が本規程による選挙の候補者となったときは，選挙の決定まで委員の資格を停止し，当選決定の場合は委員の資格を失う。

5 委員の任期は，就任を決議された定時社員総会から翌年の定時社員総会までとする。

### (選挙管理委員長)

第5条 選挙管理委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は，委員の互選による。

3 委員長は，選挙管理委員会を代表し，その事務を統括する。

### (選挙管理委員会の開催と議決)

第6条 選挙管理委員会は，委員長を含む半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

2 選挙管理委員会の議事は出席委員の過半数で決し，可否同数のときは委員長の決するところによる。

### (選挙候補者)

第7条 役員および代議員の候補者は、当該年度の11月1日において正会員であるものとする。但し、11月2日から翌年2月20日までの間に退会した正会員を除く。

(役員選挙)

第8条 役員選挙は、以下に従って行う。

- (1) 理事会は、毎年7月1日までに次年度の改選役員数を決定し、選挙管理委員会に報告する。
- (2) 選挙管理委員会は、正会員に対して毎年11月末日までに役員選挙への立候補者を募る。
- (3) 理事会は、毎年12月末日までに改選数に応じた推薦候補者を選定し、選挙管理委員会に報告する。
- (4) 選挙管理委員会は、立候補者および理事会の推薦候補者を合わせた役員候補者の名簿を作成し、選挙人に送付する。
- (5) 投票は原則として電磁的方法により行い、2月21日から開始し、3月20日を投票終了とする。
- (6) 電磁的方法を利用できない選挙人に対しては、本人の申し出により書面の郵送等、他の手段による投票を認める。郵送の場合、3月20日消印までの郵便を有効とする。
- (7) 選挙管理委員会は、投票終了後すみやかに開票を行い、当選者を決定する。
- (8) 選挙管理委員会は、選挙結果を総会に報告し、承認を得る。
- (9) 当選者は定款第18条第1項に従い、総会において選任される。

(代議員選挙)

第9条 代議員選挙は、支部ごとに以下に従って行う。

- (1) 理事会は、毎年7月1日までに次年度の支部ごとの代議員数およびそのうちの改選数を決定し、選挙管理委員会に報告する。
- (2) 選挙管理委員会は、正会員に対して毎年11月末日までに所属支部の代議員選挙への立候補者を募る。
- (3) 支部役員会は、毎年12月末日までに支部ごとの改選数に応じた推薦候補者を選定し、選挙管理委員会に報告する。
- (4) 選挙管理委員会は、支部ごとに立候補者および支部役員会の推薦候補者を合わせた代議員候補者の名簿を作成し、選挙人に送付する。
- (5) 投票は原則として電磁的方法により行い、2月21日から開始し、3月20日を投票終了とする。
- (6) 電磁的方法を利用できない選挙人に対しては、本人の申し出により書面の郵送等、他の手段による投票を認める。郵送の場合、3月20日消印までの郵便を有効とする。
- (7) 選挙管理委員会は、投票終了後すみやかに開票を行い、当選者を決定する。

(8) 選挙管理委員会は、選挙結果を総会に報告する。

(代議員の総数および改選数)

第 10 条 代議員総数は、4 月 1 日時点における正会員数の二十分の一（5%）をめぐとし、理事会が決定する。

2 各支部の代議員数は次の手続きで定める。

(1) 代議員総数の 30%を、各支部に同数（10%ずつ）配分する。

(2) 代議員総数の 70%を、4 月 1 日時点の各支部所属正会員数に応じて比例配分する。

(3) 各支部の代議員改選数は、支部代議員数から当該年度で退任しない代議員数を引いた数とする。

(立候補の条件)

第 11 条 役員に立候補しようとする者は、30 名以上の正会員の推薦を証明する書類を選挙管理委員会に提出しなければならない。

2 代議員に立候補しようとする者は、当該支部所属の 3 名以上の正会員の推薦を証明する書類を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(選挙日程ならびに立候補の募集の公示)

第 12 条 日本色彩学会ニュースおよび日本色彩学会ホームページに役員選挙および代議員選挙の概要、日程、立候補の資格、および立候補の募集期間等を公示する。

(投票)

第 13 条 選挙管理委員会は、2 月 20 日までに候補者名簿および電磁的方法による投票手順を示す文書を選挙人に郵送する。

2 候補者名簿は次のように構成する。

(1) 役員候補者名簿は、理事、監事に分けて氏名を 50 音順に配列し、候補者の所属等を付記する。また立候補、理事会推薦の区別が分かるようにする。

(2) 代議員候補者名簿は、支部ごとに氏名を 50 音順に配列し、候補者の所属等を付記する。また立候補、支部役員会推薦の区別が分かるようにする。

3 電磁的方法による投票フォームは、候補者名簿と同順に配列された候補者氏名ごとに投票欄を設ける。なお、投票フォームには不正投票を防ぐためパスワードをかけるものとする。

4 投票は無記名とし、不適当とする候補者の投票欄にチェックを入れる信任投票の形式で行う。

5 投票期間は 3 月 20 日までとする。

(開票)

- 14 条 役員選挙および代議員選挙の開票は 3 月 21 日から 3 月 31 日の間に行う。
- 2 開票は選挙管理委員会の委員長を含む 3 名以上の委員の立会いの下で行う。
- 3 開票の立会いは、開票場所での実地参加のほか、映像通信等による遠隔参加も認めるものとする。

(無効投票)

第 15 条 以下の投票は無効とする。

- (1) パスワードが正しくない場合。
- (2) 同一パスワードによる 2 回目以降の投票があった場合。
- 2 効力に疑義があるときは、選挙管理委員会が判定する。

(当選者の決定)

第 16 条 当選者は、有効票のみを用いて以下の手順で決定する。

- (1) 各候補者について、投票欄に何も記入されていない票の数を得票数とする。得票数が有効票数の 50%以下の候補者は当選者とししない。
- (2) 役員選挙、代議員選挙ともに、改選数に相当する人数の候補者を得票数の多い順に選定し、当選者とする。
- (3) 得票数が同数の候補者が複数人になった場合は、本学会会員として在籍期間の長い者を上位とする。在籍期間も同じ場合は、選挙管理委員会が本学会における活動歴などを考慮して順位を決定する。
- (4) 選挙による当選者で改選数に不足が出た場合は、選挙管理委員会が対応を協議する。

(改選の公示)

第 17 条 役員および代議員の改選結果は、日本色彩学会誌に公示する。

(役員欠員補充)

第 18 条 役員に欠員が生じたときは、補欠の選任を行うことができる。補欠として選任された役員の任期は定款第 26 条による。

(代議員欠員補充)

第 19 条 代議員に欠員が生じたときは、補欠の選任を行うことができる。補欠として選任された代議員の任期は定款第 11 条による。

(規定の改廃)

第 20 条 本規程の改廃は、理事会がこれを行う。

## 附則

本規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

一部改正 2017年（平成29年）4月1日

一部改正 2020年（令和2年）6月6日

一部改正 2021年（令和3年）2月13日